

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1005 号（諮問第 1667 号）

件名：復命書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 8 月 4 日及び同年 10 月 9 日

2 原処分

平成 27 年 8 月 18 日及び同年 11 月 19 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 8 月 20 日及び同年 11 月 24 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 11 月 30 日

5 答申

令和 4 年 5 月 31 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、別記に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。別記に掲げる文書 2 以降も同様とする。）から文書 17 までは、振興部観光局国際観光コンベンション課（当時。以下「国際観光コンベンション課」という。）職員が、平成 26 年度及び平成 27 年度に出張した際に作成した復命書であり、文書 18 は、国際観光コンベンション課職員の平成 26 年度及び平成 27

年度に係る出張の一覧であり、実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、開示しないこととした部分のうち、文書 1 から文書 7 まで及び文書 9 から文書 17 までにおいて不開示とした個人の氏名及び個人の顔が撮影されている部分並びに文書 18 において不開示とした職員番号及び自宅の所在地が推測される部分として不開示とした職員の住所地は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとのことである。また、文書 18 において不開示とした出発地コード及び帰着地コードは職員の旅費の請求等に係る総務事務システム（以下「システム」という。）において、職員の出張の出発地及び帰着地を示す数字列であり、自宅発着に係る出発地コード及び帰着地コードは、総務省がウェブページ上に公開している市区町村コードと照合することにより、職員の住所地が分かる情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとのことである。

当審査会においてこれらの文書を確認したところ、不開示とされた部分には実施機関が主張する内容が記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることとなるもので、条例第 7 条第 2 号本文に該当するものと認められた。また、同号ただし書きに該当する事情も認められなかった。

したがって、これらの部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 3 号イ該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、開示しないこととした部分のうち、文書 2 において不開示とした法人の名称には、当時、愛知県で事業を行うことを計画していた法人の名称が記載されており、決定当時、当該事業は検討段階の未確定の事業であり、これを公にすれば、競合他社に経営戦略を推測されることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。また、文書 8 において不開示とした法人の印影は、法人の内部管理情報であって、事業活動に関わりのない不特定多数の者に広く一般に公開しているものとは認められず、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。さらに、文書 18 において不開示とした出発地コード及び帰着地コードのうち公署発着に係るものは、システムを開発した法人が独自に設けたものであり、法人のノウハウに係る情報であり、法人の内部管理情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において、これらの文書を確認したところ、不開示とされた部分には実施機関が主張する内容が記載されており、いずれも法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであると認められた。

よって、これらの部分は条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 文書 1 平成 27 年 6 月 11 日付け復命書
- 文書 2 平成 27 年 7 月 6 日付け復命書
- 文書 3 平成 27 年 7 月 22 日付け復命書
- 文書 4 平成 27 年 7 月 24 日付け復命書
- 文書 5 平成 26 年 7 月 4 日付け復命書
- 文書 6 平成 26 年 9 月 16 日付け復命書
- 文書 7 平成 26 年 11 月 28 日付け復命書
- 文書 8 平成 27 年 1 月 13 日付け復命書
- 文書 9 平成 27 年 6 月 15 日付け復命書
- 文書 10 平成 27 年 6 月 16 日付け復命書
- 文書 11 平成 27 年 7 月 15 日付け復命書
- 文書 12 平成 27 年 7 月 22 日付け復命書
- 文書 13 平成 27 年 7 月 24 日付け復命書
- 文書 14 平成 27 年 8 月 19 日付け復命書
- 文書 15 平成 27 年 9 月 1 日付け復命書
- 文書 16 平成 27 年 9 月 10 日付け復命書
- 文書 17 平成 27 年 9 月 17 日付け復命書
- 文書 18 旅行命令一覧（平成 26 年度・平成 27 年度）

別表

1. 一部開示決定日	2. 開示しないこととした部分	3. 開示しないこととした根拠規定
平成 27 年 8 月 18 日	・ 個人の氏名に関する部分	条例第 7 条第 2 号
	・ 法人の名称	条例第 7 条第 3 号イ
平成 27 年 11 月 19 日	・ 個人の氏名 ・ 個人の顔が撮影されている部分 ・ 職員番号 ・ 自宅の所在地が推測される部分	条例第 7 条第 2 号
	・ 出発地コード ・ 帰着地コード	条例第 7 条第 2 号及び第 3 号イ
	・ 法人の印影	条例第 7 条第 3 号イ